

米軍基地関係特別委員会記録
＜第1号＞

平成22年第6回沖縄県議会（12月定例会閉会中）

平成23年1月13日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 平成23年1月13日 木曜日
開 会 午後3時2分
散 会 午後5時13分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立
(米軍による提供水域外訓練等について)

出 席 委 員

委 員 長	渡嘉敷	喜代子	さん
副 委 員 長	桑 江	朝千夫	君
委 員	吉 元	義 彦	君
委 員	仲 田	弘 毅	君
委 員	具 志	孝 助	君
委 員	照 屋	大 河	君
委 員	前 田	政 明	君
委 員	上 原	章	君
委 員	新 垣	清 涼	君
委 員	玉 城	満	君
委 員	山 内	末 子	さん
委 員	吉 田	勝 廣	君

委員外議員 なし

欠 席 委 員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知 事 公 室 長 又 吉 進 君
基 地 対 策 課 長 親 川 達 男 君
農林水産部農漁村基盤統括監 知 念 武 君

○渡嘉敷喜代子委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る米軍による提供水域外訓練等についてを議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長及び農林水産部農漁村基盤統括監の出席を求めております。

まず初めに、米軍による提供水域外訓練等について、審査を行います。

ただいまの議題について、知事公室長の説明を求めます。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 それでは、ただいま議題となっております米軍による提供水域外訓練等について、県の対応を御説明いたします。

去る1月4日、水産庁から漁業安全情報があり、それによると米国海軍が1月5日より、沖縄群島周辺において、訓練区域外に及ぶ爆撃訓練を行うとのことでありました。

その時点で、県は内容を承知していなかったことから、直ちに外務省、防衛省に対し、詳細かつ速やかな情報提供と民間船舶等への安全対策の徹底を強く

求めました。

その後、外務省より、米側から訓練区域以外では爆撃訓練を行う予定はない旨の説明を得ているとの回答がありました。

従前より県は、政府に対し、日本の排他的経済水域における米軍の演習・訓練について、情報の入手及び速やかな情報提供並びに訓練区域外に影響を及ぼさないことを求めております。

今般のような訓練前日の情報提供のあり方や、訓練区域外に及ぶ爆撃訓練は、漁業者を初め関係者の対応を困難なものとし、重大事故にもつながりかねず、漁業関係者に不安を与えたことは、極めて遺憾であります。

県としては、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならないと考えており、二度とこのような事態が生じないように、政府における連絡体制及び連携体制の見直しを求めているところであります。

なお、昨年11月29日には、沖縄防衛局から、日米共同統合演習の一環として、訓練区域外における機雷探索等の訓練について、情報提供がありました。

県は漁業関係者と連携し、沖縄防衛局に対し、予定された訓練場所がパヤオの密集地であることを伝えるとともに、演習・訓練について、訓練区域外に影響を及ぼさないことを求めたところであります。

その後、沖縄防衛局から、演習場所をパヤオの密集地から沖合に移動するとの回答があったところでございます。

以上でございます。

○渡嘉敷喜代子委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、農林水産部農漁村基盤統括監の説明を求めます。

知念武農漁村基盤統括監。

○知念武農漁村基盤統括監 米軍による提供水域外訓練等について、御説明いたします。

沖縄周辺海域は、マグロとソデイカの好漁場となっており、多くの漁船が操業していることから、今回のような訓練直前の通知による提供訓練区域外での訓練の実施は、漁船の安全を脅かし、漁業者に大きな不安を与えるものであります。

沖縄周辺海域には、広大な提供訓練区域が設定されており、漁業者は現状でも操業を大きく制限されております。

県では、訓練水域の存在や実弾による射爆撃等が、漁業の振興や県土の保全等に著しい影響を及ぼすことがあってはならないと考えており、これまでも水

産団体と連携し、訓練水域の整理縮小を求めているところでもあります。

沖縄周辺海域における提供訓練区域外での訓練の実施は、漁業者にさらなる負担を強いるものであり、容認できないと考えております。

また、訓練の実施に当たっては、操業中の漁船に対し、情報の周知徹底を行う必要があることから、時間的余裕をもって訓練等の情報を提供することを求めていますと考えております。

以上でございます。

○渡嘉敷喜代子委員長 農林水産部農漁村基盤統括監の説明は終わりました。

これより、米軍による提供水域外訓練等について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 今回の混乱の原因はどこにあるのですか。

○又吉進知事公室長 混乱といえますか、問題は、1月5日の訓練に対して、その前日である1月4日に通報があったということで、結果として、水産団体等に大変な不安を与えたと、漁業者に負担を与えたとということでありまして、その原因につきまして、やはりこの通報体制が不備だったのではないかということを含めて、政府に照会をしております。報道によれば、そのあたりの不備を認める旨の発言が、真部沖縄防衛局長あるいは樽井外務省沖縄事務所沖縄担当特命全権大使からあったと聞いておりますが、そのあたりを現在、照会中でございますので、しっかり原因を確認してまいりたいと考えています。

○前田政明委員 私どももそういうことで、昨日、樽井外務省沖縄事務所沖縄担当特命全権大使、真部沖縄防衛局長にそれぞれ会いましたけれど、1つは米海軍第3艦隊、すなわち在日米軍ではないと、第7艦隊ではないといった面で、この艦隊の動向が十分に掌握できていなかったということがありましたけれど、そういう面では、海上保安庁の例の航行の安全に関する報道がなされたという意味で、それに対して後のいろいろな対応はあるみたいですけど、外務省やその他から、そういう経過や対応については、まだ返事はないわけですか。

○又吉進知事公室長 まだ、正式な回答は得ておりません。

○前田政明委員 沖縄県が、外務省に問い合わせをしたのはいつでしたか。

○又吉進知事公室長 1月4日でございます。

○前田政明委員 その時点では、外務省沖縄事務所も沖縄防衛局も速やかな返事なり経過なりはあったのですか。

○又吉進知事公室長 先ほどの説明で申し上げたとおり、その時点で外務、防衛の両省は、県が把握したこの事態については承知していないということでございます。

○前田政明委員 私どもは、それぞれに要請をしたら、県から問い合わせがあってそしてやったと。そういう面では、海上保安庁からのお知らせ－米国航行警報に基づくこの流れの中でやられているんですけど、樽井外務省沖縄事務所沖縄担当特命全権大使も、この連絡ルートが非常に不十分であったと。そういう面では、沖縄防衛局へも行きましたけれど、やはり在日米軍ではない外来機－要するにF22戦闘機などもそうだけれど、日本の基地に、在日米軍というか、第7艦隊やその他ではない部隊が来た場合の掌握というのか、そういうものが今度はやられていないと。そういう面で、連絡体制がなく不十分であったということが、この間私たちが交渉した流れの中では－きょうの新聞の報道にもありますけれども、体制が不備だという認識なんですけれど、このような沖縄県の基地の状況からすると、本当にどうなるかわからないのではないかと申し上げましたが、それに対しては知事公室長としての見解は出せるのですか。

○又吉進知事公室長 やはり、どういった部隊がどういう訓練をしているんだということもあわせて、特に爆撃訓練という名称がありましたので、これが漁業者に影響を与えるかどうかということも聞いております。そういうことも含めまして、内容が全くわからないままに翌日から訓練を始めるという通報があったことに対しては、大変遺憾に思っております、この連絡体制につきましては、県としましても何らかの不備があるのではないかと考えまして、説明を求めているところでございます。

○前田政明委員 海上保安庁が出した米国航行警報の内容については御存じですよね。それをちょっと説明してくれませんか。

○親川達男基地対策課長 海上保安庁が1月4日にお知らせとして公表したものは、米軍による爆撃訓練についてということで、米国国家地理空間情報局が提供する米国航行警報により当管内における米軍による爆撃訓練情報を、下記のとおり入手しましたのでお知らせしますとありまして、この下記の部分が、沖縄近海提供水域を含むその地域と、その提供区域外に及ぶ区域が公表されております。

○前田政明委員 その演習通知の中身について、もうちょっと説明してくれませんか。

○渡嘉敷喜代子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部より米国航行警報に関する資料を配付)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。
前田政明委員。

○前田政明委員 今資料が渡されましたけれども、この米国航行警報の内容について、まず詳細に説明をお願いします。

○親川達男基地対策課長 米国航行警報によりますと、沖縄群島周辺及び九州南西海域における我が国のEEZ内一排他的経済水域ですけれども、爆撃訓練を行うとの情報があったということです。この訓練は、米国海軍によるものであり、在日米軍定例訓練区域外に及んで訓練海域が設定されている、日時については、沖大東島南東については1月5日の9時1分から1月6日の24時まで、沖縄島南東については1月7日の9時1分から1月8日の24時までというふうな内容で行われております。この情報に基づきまして、水産庁から県にもたらされた情報では、漁業安全情報として海上保安庁から以上のような情報提供がありましたので、関係漁船に対する注意喚起をお願いしたいというふうな内容で、県に情報もたらされております。

○前田政明委員 当初の米国航行警報では、訓練区域外というものはどの辺に当たるのですか。

○親川達男基地対策課長 海上保安庁のお知らせの部分の図面で、中央に斜線の部分がありますけれども、まず（１）の部分でインディア・インディア訓練区域というものがありますけれども、右側下方の部分が大分、訓練区域を外れた設定になっております。

○前田政明委員 先ほど、去年の日米共同統合演習で訓練区域外の演習が行われたとありましたけれど、これはどの辺なのですか。

○親川達男基地対策課長 昨年12月に行われた日米共同統合演習につきましては、2カ所設定されておりましたけれども、1カ所はホワイト・ビーチ地区水域内、これは提供訓練区域内です。それからもう一方、沖縄本島陸岸から当初12海里離れた海域ということで設定された部分が、いわゆる提供訓練区域ではない地域に設定されていた地域となっております。

○前田政明委員 私どもも、樽井外務省沖縄事務所沖縄担当特命全権大使、真部沖縄防衛局長へ要請したのですけれども、その中で非常に驚いたことは、今度の通報については、それぞれ在日米軍ではない第3艦隊だということで、十分な情報が入っておらず、連絡体制が不十分であったということは認めたのですけれども、この米国航行警報については、その後外務省がやりとりはしているんですけど、そこのおいておいて、訓練水域外でなぜやったのかということをおいておいて、新聞にもありますけれども、その必要性に応じて、原則は提供区域内でできる訓練についてはそこで行うべきだが、何らかの理由で行われない種類の訓練があれば認めることがあり得ると言ったんですよ。それで私は、この必要性がある場合と今回の場合はどうしてかと聞いたら、演習区域である水域で演習をやられていたと、だから、ここで演習が行われているものだから、この区域外でまた演習をやったと言うんですよ。こういうことであつたら、パヤオの近くを含めて、漁民に影響があるところでこの爆撃訓練をやると、では何のための訓練水域なのかと聞いたら、必要があるときに米軍がここで演習をしていると、演習で手いっぱいだったから、演習区域のそばの海でやったんだと。これもとんでもないことではないかと、これでは沖縄県のどの海でも演習はできるのではないかと尋ねると、公海上では原則としてやれないことはない。こうなると、もうむちゃくちゃ。漁民はどこで安全航行をするのかと言ったら、これもさっき言った不手際で、海上保安庁が1月4日に連絡をしたということでやっているのですけれども、何というか非常にこれでは一仮に米軍基地を提供して、水域、空域を提供していても、これはも

う米軍の運用上の都合で何でもできるというようなことで、私は発言をただして大変びっくりしたんですけれど、知事公室長、こういうことでは、もう沖縄—今でさえ大変な状況の中で、本当に漁民の安全を守れない。そういう状況を、私は真部沖縄防衛局長に対し、うちの赤嶺政賢衆議院議員と日本共産党県議団がやって、本当に必要があるときなのか、これは米軍の都合ではないかと、あなた方は、県民の財産や漁民の安全を守るという立場ではないのかと言ったら、これには答えなかったんですけれどね。そこが非常に危惧されると思うんですけれども、そこはどうなのですか。

○又吉進知事公室長 知事もこの件については、記者への対応で申しておりますけれども、やはり米軍の訓練等は定められた訓練区域内で行うべきであると、さらに沖縄県の現状として、広大な訓練区域が海上に設定されていると、これによって、先ほど農林水産部からお話がありましたけれども、やはり漁業でありますとか、あるいは経済的な損失が相当あるという中で、訓練区域外の演習が行われるということによって、漁業関係者に大きな影響があってはならないと考えております。したがって、今後演習は基本的な連絡手順、通報手順を踏んだ上で、提供水域内でやることを求めていきたいと考えております。

○前田政明委員 この地域は、排他的経済水域ですよ。

○又吉進知事公室長 ちょっとその辺は確認させていただきます。

○前田政明委員 そういう面では、公海上であればどこでも演習ができるんだということになれば、外国のほかの国がこういう演習をしても、何も言えないということになるんですよ。今でさえ大変な中で、第7艦隊以外の第3艦隊が来たら、十分状況が掌握できなかったと。そして、それを海上保安庁が米国航行警報でやって慌ててわかったと。そこで、これを皆さんには通知したわけですよ。その後の問題ですが、米国航行警報による演習時間は、9時から24時ですよ。これは、日米間で合意した施設分化委員会覚書—いわゆる5・15メモではどうなっていますか、この区域の条件は。

○親川達男基地対策課長 インディア・インディア訓練区域についての使用時間は、毎日午前6時から午後6時までとなっております。

○前田政明委員 今回の訓練のすべての時間が9時から24時までなんですよ、

ほかのものも含めてね。この5・15メモでいろいろな形で演習時間を決めたとにかかわらず、今回のものは、米国国家地理空間情報局すなわち海軍の情報をそのまま載せているんですけども、結局は米軍にとってみたら、5・15メモとかそういうものはもう関係ないと。そういう面で、この文書は明らかに5・15メモさえも米軍は考慮に入れていないことを示すものになるのではないですか。そこはどうですか。

○又吉進知事公室長 当初の通報からすると、委員のおっしゃることは否定できないということでございまして、そもそもこの訓練区域というものは、日米安全保障条約、日米地位協定に基づいて設定されているものであると。やはり県としては、そういったものに基づいてきちんとした通報手段、あるいは5・15メモに基づいて行われるべきだと考えております。ただ、その後県が照会し、あるいは申し入れた結果として、この5・15メモの条件外では、演習はしないという回答を得ております。

○前田政明委員 私が思うには、県がどうなっているかということを外務省、防衛省に情報提供を求めたと、そしてびっくりして、見てみたら区域外も入っていると、以前の日米共同統合演習でもやっているのと、これは大変だということで、この辺からもわかりますが—その後外務省は、いやいやそれは訂正されていますよ—ということを行っているということでしょう、皆さんの理解は。

○又吉進知事公室長 おおむねそのとおりです。

○前田政明委員 そういう面では、情報が十分ではないと—きょうは細かい質疑はしませんけれど、演習の通報ですよ。1月5日のマイク・マイク訓練区域でしたか、演習が終わった後に連絡がついたとか、そういうこともあると思うんですよ。ですから、これは外務省その他と交渉して思ったのは、要するに米軍の世界に対する発表ですよ。国際法に基づく米国航行警報ということで出している文書ですよ。そういう面では、僕が思うにはそのとおりだったのではないかなと。ところが、皆さんは待てよと、5・15メモの状況にも反しますよと、去年の日米共同統合演習でも区域外でやっているのと、今度もそうなったら大変だと、そういう面では何とかしてくれというような感じで—私が思うにはですよ—一部訂正ということで、後でいやいやそういう予定だったけれども、区域外ではやっていませんよと。なぜ、それがわからなかったのかと言ったら、第3艦隊なのでそれは十分掌握していなかったと。そういう面では、外来機と

か在日米軍以外の航空母艦とかその他が来た場合でも十分掌握できていない。沖縄県の近辺のどこでも自由に勝手に演習ができるということを示すものとして、これはもう大変なことになるというような感じで、皆さんが問い合わせをする中で、また沖縄県漁業協同組合連合会の皆さんを含めて、これではもうとんでもないと、このように急に言われても引き返すわけにはいかないと一半日かかるわけでしょう、回収も含めて。そういう面では、このような計画からすると、私は今度の交渉をしてそう感じたんですよ。そういう面で、これは決して単なる外務省からそうになりましたということではなくて、それはそれで1つの経過はあったとしても一戻りますけれど、外来機は米本国の第3艦隊とかその他のところのものは十分掌握できていない。しかし、演習は周辺でどんどんやっている、航空母艦ですから何隻随伴していたかわかりませんが、これは相当な規模ですよ。そういうことから、爆撃をやると、漁民の皆さんを含めて、本当にこれではもうどうしたらいいのかと、水域からはみ出して急にこうされたら、すぐ逃げて帰るわけにもいかないと、これはもうとんでもないということで、大変な事態になっていると思いますけれど、農林水産部の担当の方、その経過を含めてお願いします。

○知念武農漁村基盤統括監 海上保安庁、水産庁からの連絡の経緯については、今知事公室長が説明したとおりでございますが、これを受けまして県としても、沖縄県漁業協同組合連合会あるいは漁業協同組合と所属組合員への連絡体制を確認しながら、社団法人沖縄県漁業無線協会を通しまして、いろいろな情報を発信しております。ただ、沖縄県漁業協同組合連合会等からの聞き取りによりますと、その情報伝達にもそれ相当の時間がかかりまして、このように急に来られたのでは操業の安全が確保できないということで、実は沖縄県漁業協同組合連合会関係の沖縄県漁業協同組合長会漁業制限等対策委員会を本日午前中に開催しております。その委員会では、演習連絡通報体制の整備、訓練は提供訓練区域内で行うこと、それから時間的余裕を持った情報提供を求めていくということを決議しております。

○前田政明委員 これは各漁業協同組合といいますか、例えば玉城ノブ子議員から見せてもらったのですけれど、糸満漁業協同組合の場合、1月7日付で通知が来ている一要するに、1月5日から8日の訓練について、文書で連絡が来たのが1月7日付になっているのではないですか。

○知念武農漁村基盤統括監 県のほうで確認したところによりますと、1月5

日付で、社団法人沖縄県漁業無線協会、各漁業協同組合に対してファックス等で連絡を行っております。

○前田政明委員 1月7日付の通知の文書を見たのですけれども、皆さんはこれを確認しているのですか。

○知念武農漁村基盤統括監 県としましては、先ほども言ったように、1月5日付で沖縄県漁業協同組合連合会、社団法人沖縄県漁業無線協会、それと各漁業協同組合に連絡をしているところでございます。

○前田政明委員 済みませんが、きょうはその文書を持ってきておりません。いずれにしる、こういう事態を起こしてはいけないということですし、知事公室長、この文書そのものは一繰り返しますけれど、これまでの合意事項にも反するし、ましてや5・15メモにも反する中身であり、これは極めて遺憾であるということは、皆さんとしてはこの米国航行警報の内容についてはそういう見解ですか。どうなのですか。

○又吉進知事公室長 先ほども申し上げたように、まず前日の通報であったということは極めて遺憾であります。その中身につきましては、その時点でどういった内容で漁民にどういった影響があるのかという説明責任は当然政府にあるべきだと、その説明がなされないままこれを強行するというのですか、実行することは遺憾であると申し上げております。

○前田政明委員 だから、訓練区域外はとんでもないということでしょう。

○又吉進知事公室長 やはり、訓練区域内で行うべきだと考えております。

○前田政明委員 それとこの演習時間ですよ。

○又吉進知事公室長 県としましては、5・15メモに基づく演習時間内、これは日米合意を尊重すべきであると考えております。

○前田政明委員 だから、米海軍からこのように出たということは、それは看過できない内容でしょう、皆さんとしても。外務省が後でどうこうしたということではなくて、これそのものが出たということは、当事者の沖縄県としては

これは看過できない内容ではないですか、認識としては。アメリカ海軍そのものがこういうことで来ているわけだから。

○又吉進知事公室長 そのように考えまして、直ちに照会、要請を行ったわけでございます。

○前田政明委員 終わりますけれども、私は今回のものは、本当に陸だけではなくて空だけではなくて、この外来機だけではなくて、第3艦隊—アメリカ本国に属している航空母艦が来ても、外務省も防衛省も十分掌握できなくて、漁民に連絡する体制がないと。たまたま危険だということで、米国航行警報があって、しかしこれは外務省がいろいろいちゃもんをつけて、海上保安庁がやったからちょっと迷惑になったんだとか、そういうものを許す—私どもにすればとんでもない発言をしているなどと思いますけれど、いずれにしろ沖縄の状況が陸でも空でも海でも、負担軽減どころではない。ますますどこでも演習ができると、アメリカの運用の都合により、これは必要なときに公海上でも訓練ができるという趣旨の真部沖縄防衛局長の話を聞いて、本当にこれではもう大変ではないかと。そういう面では、少なくとも今の民主党—菅政権の負担軽減という趣旨からいっても、私は本当に流れに反するのではないかと。そういう面で、県としてもこのところは、海も陸も空も全部非常事態で、まさに戦時体制そのもので、私たち県民の産業とかいろいろな経済活動を含めて、極めて危険な状況になっていると。だから、そういう面では、負担軽減どころか極めて急速に軍事要塞化というのか、僕の言葉で言えば、そのような危惧を持つのですけれど、そのこのところの認識はどのようなのですか。

○又吉進知事公室長 県としては、一貫して沖縄県の米軍基地の存在による負担の軽減を求めているわけございまして、当然ながら広大な水域の縮小でありますとか、あるいは訓練、これは漁民を含めその県民の活動に影響を与えないような形で訓練も減らしていくべきであるというようなことを申し上げているわけでございます。したがって、今回の事態はやはり負担軽減の観点からすると、これはそのようになっていないという認識でございますので、政府にもしっかり求めていきたいと考えております。

○前田政明委員 私ども日本共産党流に言えば、日米安全保障条約の実態が全土基地化—アメリカがどこでも基地にすることができる、どこでも演習ができるという非常に屈辱的な、世界でも例のないこの日米安全保障条約の実態が示

されて、それが県民の経済活動や生命、財産まで脅かしていると。それと、やはり何とんでも、提供水域外でもできるのだと、必要があればもう手いっぱいだからここでも演習ができると、このような沖縄防衛局なり政府の考え方については、これは絶対やるべきではないと、とんでもないことだということで厳しく抗議していただきたいと。それから最後の質疑になりますけれど、ホテル・ホテル訓練区域の返還、それから鳥島射爆撃場の返還というものについては、これはもう即時にやると。今の時期—この漁民の7割が行っているソデイカ漁に依拠しているという状況からして、本当に良好なこの漁場を直ちに返せということを含めて、私はあわせて強く申し入れをする必要があるのではないかと思いますけれども、そここのところの決意を含めてお願いします。

○又吉進知事公室長 繰り返しますけれども、やはり広大なこの海域が訓練区域として設定されているということは、大変問題であると考えておきまして、現在、ホテル・ホテル訓練区域の一部解除、また鳥島射爆撃場の返還といったものを求めているわけでございます。これにつきましては、先の日米共同発表の中でも、日米両政府で取り組むという姿勢は示されたわけではありますが、現状として、なかなか進展していないという認識のもとに、引き続き強く政府に求めてまいる所存でございます。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 日米地位協定第2条ですよね、いわゆるいろいろなものを提供するといった趣旨の規定は。そうすると、その水域が問題になっているわけだから、これはどう解釈したほうがいいかな。例えば、領海外とか公海であるとか、その区別みたいなものは大体わかりますか。

○又吉進知事公室長 私どもの解釈というのですか、見解によりますと、領海というものがあり、さらに領海の外が公海であると。しかしながら、その公海上を含めて排他的経済水域といったものが設けられていると。それで、その訓練区域等につきましては、そのいずれにもかかっているわけでございます。公海におけるそういう軍事活動というものは、国際法上認められていると。しかしながら、私どもは日米安全保障条約を認める立場でございますけれども、そこで日米両政府が取り決めた訓練等の区域というものがあると。したがって、日米両政府はそういう日米合意の条約の考え方に沿って、その範囲内で演習を

すべきであろうというのが県の考え方でございます。

○吉田勝廣委員 領海があって、公海があって、またその公海の中にも排他的経済水域があると。今、尖閣諸島の問題などいろいろあると思うけれども、例えばその排他的経済水域で、公海だから、ロシアであれ中国であれ台湾であれ、多くの軍隊がここで演習できる権利を持っているのかね。

○又吉進知事公室長 そのあたりは、外務省に問い合わせておりますけれども、その近隣国の経済活動等に影響を与えない限り演習等はできるものと聞いております。

○吉田勝廣委員 そうすると、今回の場合は沖縄県の漁民の皆さんの経済活動に支障を与えているということになるのかな。

○又吉進知事公室長 私どもが農林水産部のほうと調整した情報では、やはりソデイカ漁とか、それは公海上まで出て行って、あるいはその排他的経済水域外まで出て、そこで活動しているということですから、そこで演習が行われるということは、これは多いに影響があるだろうと考えております。

○吉田勝廣委員 農漁村基盤統括監は、その辺はどう考えていますか。

○知念武農漁村基盤統括監 冒頭の説明の中でも申し上げましたが、その訓練が想定される今回の海域といいますのは、マグロ、ソデイカの好漁場であります。したがって、常に沖縄県の漁船が航行しているということが想定されますので、そういうことでその漁船の安全操業等を確保する観点からは、いろいろな情報を速やかに漁民等に配信をして、安全操業を確保する必要があるだろうと思っております。

○吉田勝廣委員 海上保安庁とか水産庁がこのように出しますよね。これを出す目的は何でしょうか。操業の安全なのか、それとも航行の安全なのか。何でしょうか。

○知念武農漁村基盤統括監 海上保安庁は、すべての安全を考えて出すと思いますが、それが水産庁に伝わって、我々に来るときには漁業の安全ということで出していくと思われれます。

○吉田勝廣委員 そうすると、考え方としては排他的経済水域—公海であっても排他的経済水域であると。そこで漁業を営んでいると。それは経済的に大きな打撃を与えると、漁業に。そこで演習をやってはいけないねと。これは国際法上認められているかね、知事公室長。

○又吉進知事公室長 海洋法に関する国際連合条約第87条で、公海は、沿岸国であるか内陸国であるかを問わず、すべての国に開放されるなどとなっているのですが、この中で、公海の自由を行使するに当たり、沿岸国等の権利等に妥当な考慮を払わなければならないということで、これはすべての国に課された義務でございます。

○吉田勝廣委員 今回の場合は、外国軍—これは米軍であったとしても、あるいは軍隊でなくても、一般に航行するものも、今言った国際連合の議論の中で、国際法上その国に迷惑をかけてはいけないと、そういうことがうたわれていたことになりますか。

○又吉進知事公室長 そのような趣旨だと考えております。

○吉田勝廣委員 そうすると、当然米軍は実弾演習をするわけだから、普通の国の一般の航行よりは、非常にここは被害を与えることになりますよね。例えば、操業に対しても、それからソデイカの漁場というか、魚の再生産、マグロの再生産というか、それに対しても非常に迷惑をかけることになる。しかも、通報が非常に極めて遅い—直前に通報されていると。そういう演習区域における訓練の通報というものは、それぞれ大体何日前に行わなくてはならないの。

○親川達男基地対策課長 海上の訓練区域—今回の訓練区域はインディア・インディア訓練区域ですけども、これは5・15メモに規定されておまして、それによりますと、原則として使用開始の15日前、ただし予測しがたい事情がある場合は、遅くとも5日前までに通告することとなっております。

○吉田勝廣委員 この通報義務—5・15メモというものは、あくまでも米軍の一方的な考え方だね。基本的に日米で合意したわけではないよな。5・15メモというものは公表されて、これまで米軍はそういうことをやってきたから、それを認めましょうという—これが5・15メモだと僕は思う。これは、日米が

合意したの。

○親川達男基地対策課長 この内容については、1972年5月15日に日米合同委員会で承認という形になっております。

○吉田勝廣委員 日米合同委員会で合意したの。承認ということは合意したの。

○親川達男基地対策課長 はい、合意されております。

○吉田勝廣委員 それで合意し、15日前というものが出てきた。それで、沖縄でいろいろな演習問題が出てきて、少なくとも1カ月前には通報しなくてはならないということになったのかな。これは、やはり少なくとも1カ月前には通報したほうがいいのではないかとか、そういうものは聞いたことはないですか。

○親川達男基地対策課長 現在、県への通報はこの5・15メモにのっとしてされております。

○吉田勝廣委員 それは、どういうところの演習場ですか。

○親川達男基地対策課長 個別の施設ごとに通知が来ております。

○吉田勝廣委員 それはそれで、キャンプ・ハンセンでどういう演習をするとか、名護市辺野古でどういう演習をするとか、そういうものも含むのですか。

○親川達男基地対策課長 5・15メモにおいても、用途として、どういった訓練を実施するというものがあります。例えば、インディア・インディア訓練区域では、空対空、海対海などの爆撃訓練—そういった内容の通知が来ます。

○吉田勝廣委員 だから、キャンプ・ハンセンでも名護市辺野古であれみんな通知するのよ、同じ演習だから。それも県には来るのですかと聞いている。

○親川達男基地対策課長 例えば、キャンプ・ハンセンでは、一般演習という形で通知が来ております。

○吉田勝廣委員 私が言いたいのは、それも2週間前に来ているのですかとい

うことを聞いている。今は内容の話ではなく、期日のことを聞いている。それで、大体1カ月前に来たりするのね、要するに何回も出すのが嫌だから。1カ月前に出してきてこういう演習をやりますよということで、1カ月間ずっとやるわけ。1カ月間やって、また同じように繰り返し繰り返しー皆さんも同じようにコピーでしょう、エブリデイー365日ではないの。ちょっとこの辺を聞かせてください。

○親川達男基地対策課長 おっしゃったとおり、訓練水域では1カ月ずつの訓練の通知です。結果として、年間を通してという形になっています。

○吉田勝廣委員 その通報というものは、同じように演習しますよという文書で来て、同じような対処の仕方だよ。それは確認できますか。

○親川達男基地対策課長 そのとおりです。

○吉田勝廣委員 その通報というものは大体コピーだよ、日にちだけを変えて。要するに、日にちだけを変えて同じような演習をしますよと、海対空、空対空あるいは射爆撃訓練をしますよと。なぜそういうことをするかというと、部隊の運用上、いつどのような演習をするかわからないから、365日そこで演習しますよという通報をしておかないと、世の中の動きがわからないから、いつもそうするわけだ。結局のところ、それはマンネリになるわけね。それが文書としてあらわれているのだよ。2週間と5・15メモといっても、いつもつながっていて、1カ月間ずっと演習通報をしますよということを僕は今言わんとするわけだよ。そういう意味からすると、演習をするということを通報はしている。実際、今度の演習通報というものがおくられているということは、訓練区域外で演習をするから通報がおくられているの。皆さんが認めた水域の外でやるからおくられているの。

○又吉進知事公室長 その辺も含めて、問い合わせしているわけでございます。なぜこういう形で、1日前の通報になったかということも問い合わせしているわけでございますけれども、まだ回答はないということです。

○吉田勝廣委員 コピーでいつもこうやっているから、普通はそれはおくられていないわけでしょう、インディア・インディア訓練区域で訓練するんだから。だから、例えば第3艦隊がそこで演習するということは米軍は知っているけれ

ど、日本の外務省及び防衛省は知らなかったと。それで知ったのは、海上保安庁なの。一番最初に知った海上保安庁が、米国国家地理空間情報局の米国航行警報を見て、水産庁が連絡をしてきたということなのかな、基本的には。

○又吉進知事公室長 県は、今委員のおっしゃるようなルートで情報を知ったということでございます。

○吉田勝廣委員 インディア・インディア訓練区域を使う—いわゆる水域、海域を使う訓練にもかかわらず、いわゆる5・15メモさえも、これは守らなかったというのが1点目だよね。それと同時に、訓練区域外—これを公海と称して排他的経済水域であるにもかかわらず、公海と称して自分たちは演習する権利があるから、別に通報といったものは関係ないのではないかとということがあって、それは通報する義務がなかったかということが2点目です。3点目は、外務省も防衛省もそのことは知らなかったということですよ。4点目は、そこは沖縄県民の漁業の—いわゆる経済的な面で大きな影響を与えるものであると。そこは皆さんが言った国際連合のいろいろな取り決め、国際法などの関係上、そういう排他的経済水域で公海であっても、排他的経済水域では権利を持っているから—それは、その国のいろいろな承認というか了解というか、そういうことなしでは、そこではそういう訓練をやってはいけないのではないかと—そういうものがあるということではないのかな。そういうことでしょう。

○又吉進知事公室長 今委員のおっしゃったとおりだと思いますけれども、インディア・インディア訓練区域を使うという通報は既になされています。したがって、インディア・インディア訓練区域は、その所定の時間内であれば通報があったと考えられます。ただ、そこを越えた形で公海にはみ出ているということ、さらにその演習の内容が爆撃訓練ということですから、当然直感的ですけれども、漁民に影響あるのではないかと思うわけです。その内容を、さらに通報のあり方、通報内容についても、これは直ちに申し入れと照会をしたということでございます。

○吉田勝廣委員 コピーで来ているいつものものとは違った演習内容になっていて、時間的にも変化があるということだね、極端に言うけどね。だからこそ、ある意味ではおくられているということが言えるわけだ、同じ海域でもね。そういうことだね。要するに、いつもここで演習をやりますよということでもコピーで来て、今度は時間の設定とかいろいろ出てくるので、具体的にこうやります

すよという内容が出てきた。これは爆撃訓練だから、まさにこの海域において飛行機からやることだから、公海上もパンパンパンパン弾を撃つ可能性があるわけだよ、これはだれが見ても。だれが見てもはおかしいけれど、これを判定するのはだれもわからないわけだ、基本的に海に線を引いているわけではないから。そこはいいとして、やはりそういう訓練の内容もより厳しくなってくるわけですよ。今のアメリカのやり方がより悪いわけだ、逆に言うと。日米地位協定に基づいて提供水域で訓練する場合には、5・15メモにおいてもちゃんと通報する義務がある。大体1カ月前からだといつも思っているんだけど、最低でも5日前だと言ったよね。5日前というのは、水域の場合、非常に時間的余裕がないでしょう。さっき前田委員もおっしゃったように、これは将来何とかしないといけないと思う。だから、提供施設であって連絡をしなくてはならないものも、連絡を怠ったということだ、基本的には。連絡を怠ったことが1つ。そして、県民が使用している排他的経済水域での訓練により経済に打撃を与えるから、そこで米軍はやってはいけないよと、国際的に問題が出てきますよと、この2つの大きな問題がある。しかも大きな問題は、これは担当である外務省とか防衛省も知らなかったということ。本来は、通報義務は米軍にあったとしても、米軍は外務省や防衛省を通して県民に伝わっていくでしょう、各市町村には。皆さんへもそうでしょう。だから、そのほかが知らないところに大きな問題があるわけですよ。僕はそう思うよ。それは恐らく、日米地位協定上、日米安全保障条約上これは大きな欠陥があって、大きな問題だと僕は思うんだけどね。これは、単なる沖縄県の課題ではなくて、日米の国防総省と防衛省とか、あるいは外務省と国務省といった関係の一日米安全保障条約において、ここに穴があったのではないかと。これはゆゆしき問題だと僕は思うんだけどね。簡単なものではないと思うけれど、その辺はどうですか。

○又吉進知事公室長 今委員のおっしゃる部分の中で、やはり日米両国において日米安全保障条約に基づいて訓練水域が設定されていると、そこでしかるべき使い方、あるいは時間、用途まではっきり定められている以上、やはりその範囲でこの訓練は行われるべきだというのが県の考え方です。しかしながら、仮にこれが公海で認められている権利であるにしても、これは漁民に危険を与えることがあってはならないわけですから、その際はやはり連絡手段、通報手段というものが確立されていてしかるべきであって、今回のケースではそういったものが機能していないというふうに解釈せざるを得ないということです。

○吉田勝廣委員 知事公室長の答弁でちょっと気になるのは、公海だから演習

をする権利があるよという言い方と、公海であっても排他的経済水域であると、そこは国際社会でもそれは排他的経済水域で、そこは資源がいっぱいあると。そういうことで、演習すること自体認められないのではないかと、国際法上そうなっていると基地対策課長は言ったでしょう。そのように先ほど答弁したけれど、どういう意味かね。公海だから、ロシアであれ中国であれ台湾であれ、演習できますよと言ったでしょう。そのインディア・インディア訓練区域の近くであっても、公海ということで許されるのであったらだよ。だから、基地対策課長は、それはその国のいわゆる排他的経済水域だから、公海であったとしても、そこに資源があるのであったら、そういうことは許されないのではないかと。あなた、国際法上ということではちょっと言ったでしょう。

○親川達男基地対策課長 排他的経済水域も公海であります。いわゆる公海自由の原則というものがあまして、資源的なものとは別に、そこを航行するであるとか、その中では—これは外務省の見解でありますけれども、訓練もできないことはないというふうなことです。

○吉田勝廣委員 排他的経済水域の中で、漁民が常に魚をとっている、そういうところで爆撃訓練をすることについて、さっき国際連合の話—答弁をしていなかったですか。

○親川達男基地対策課長 繰り返しになりますけれども、やはり排他的経済水域も、公海であれば公海自由の原則で訓練ができるんですけれども、その場合には妥当な考慮を払わなければいけないと、そういったものが規定されていると。その妥当な考慮というものが、例えば航行警報とかそういったものだと考えております。

○吉田勝廣委員 妥当なものだとすると、そこは極端に言うと、演習をやっても構わない、何をやっても構わないことになるわな。

○親川達男基地対策課長 禁止はされています。

○吉田勝廣委員 禁止とは何ですか。

○親川達男基地対策課長 外務省においては、そういったものも禁止されているわけではない、できるというふうな見解があります。

○吉田勝廣委員 だから、これは沖縄返還のときも相当議論したんだよ。これは、沖縄返還のときに相当議論されているんだよ。これは、ずっと大きくなるから、海域が。だから、そここのところのあいまいさが尖閣諸島を初めいっぱい出てくるわけだよ。だから、もし中国があるいはロシアが排他的経済水域で演習してごらん。公海だから、許されるから許しましょうと言ったら、だれも抗議できないよ、こんなもの。そこは、沖縄返還のときに相当議論された、僕らも覚えているけれど。だから、これは大きな課題ですよ。残っているわけです、そのことは。日米安全保障条約第6条に基づいて、日本の安全といろいろなものを守るために、日米地位協定を結んだわけだ。僕がさっき言ったのは、外務省も防衛省もこの演習について知らなかったということで、穴があいているんでしょうと。日本国民、県民の安全と、国を守るために存在する日米地位協定が一要するに訓練区域からはみ出したり、漁民のいるところで爆破するのですかと。そこはやはり、紳士協定なりそういったものがあるでしょうと。そこで、ロシアであれ、台湾だとか中国だと思いうけれど、演習した場合、何も言えないことになるわけだよ、結論から言うと。これも書いてあるよ。だから、そういう状況になってはいけないので、この件については、国と国との非常に大きな課題ですよ。だからそのときは、沖縄県民は毅然たる態度でそういうことに臨まないといけないねと。このことは、ちょうど今いいタイミングだと思うよ、米軍に対しても、国際世論に対しても。それがなければ、大きな課題をまた持ち込むことになる。ここをきちっとさせないと、これからの国際関係、国家関係論とか日米安全保障条約第6条に基づく日米地位協定がどんどんおかしくなってくるのではないかなという感じはする。だから、前田委員も指摘した一僕は4点指摘したけれど、その解決に向けて、一生懸命知恵を出してお互いに努力しましょう。終わります。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

照屋大河委員。

○照屋大河委員 確認させてください。この提供水域なのですが、県民というか漁業者は、提供水域内での漁業あるいは操業が制限されているということですよ。やってはいけないということですか。

○又吉進知事公室長 罰則規定があるということではないんですけれども、この定められた時間と定められた海域においては、これはやってはいけないとい

う取り決めになっているわけです。

○**照屋大河委員** よく漁業制限のために漁業補償というのですか、それが支払われているということなのですが、これは提供水域内のことではないのですか。そのほかに、そういう補償をされている区域が設定されていますか。

○**知念武農漁村基盤統括監** 今おっしゃった提供水域については、補償金が支払われているということでございます。

○**照屋大河委員** 米軍へ提供水域のほかにも、制限水域として補償金が支払われている地域もあるわけですか。提供水域だけが制限水域となって補償されている地域なのでしょうか。

○**知念武農漁村基盤統括監** そのとおりでございます。

○**照屋大河委員** そうすることで水域が決められて、補償も行われているということなのですが、この補償金は漁業協同組合とか漁業者に支払われると思いますが、これは日本国が払っているのですか。それとも米国一先ほど提供水域だけがその補償の対象だということだったのですが、日本が払っているのか米国が払っているのか、その辺はいかがですか。

○**又吉進知事公室長** 実は、提供水域という言葉は政府は使っておりませんで、制限水域という言葉を使ってこの区域は決められているわけですが、その補償に当たっては、当然といいますか、日本政府がその漁業補償を行っていることを承知しております。

○**照屋大河委員** 知事公室長、もう一度確認しますが、ずっと提供水域という議論をしてきましたよね。その制限水域というもう一つの政府はそう言っているということですが、これは一致するものではないのですか。

○**又吉進知事公室長** 提供といいますと、つまり自己の所有のものを提供するという概念なんですけれども、この制限水域というものは、日本近海の公海まで及んでいるわけです。したがって、正式といいますか、公式には提供水域とは言っておりませんで、このホテル・ホテル訓練区域、マイク・マイク訓練区域等につきましては、政府は訓練区域という言い方をしております。それ

に対して訓練区域は、いわゆる制限水域、つまり漁業が制限される水域であって、かつ補償が行われるという考え方です。

○照屋大河委員 今回の件においても、漁業者の人たちから午前中に3つの項目の決議があったということではありますが、その内容について農漁村基盤統括監にもう一度確認させてください。

○知念武農漁村基盤統括監 まず1つ目が、演習連絡通報体制の整備、それから2つ目が訓練は—今言葉がいろいろあったのですが、提供訓練区域内で行うこと、いわゆる訓練区域内ですね。それから3番目は、時間的余裕をもった情報の提供と、この3つでございます。

○照屋大河委員 その決議の中で、提供訓練区域内で行いなさいとか、連絡体制の整備ということはもちろんだと思うのですが、これまで漁業者の皆さんからは、よく区域外で訓練が行われている—その艦船が通るのだという話が伝わってくるのですが、その実態というものはどのように今把握されていますか。

○知念武農漁村基盤統括監 我々が把握している情報によりますと、今委員がおっしゃったようなことは特に報告は受けておりませんが、まず訓練区域内で訓練をやるということは、漁民の皆さんはすべて承知をしまして、そこについては情報がなくても入っていかないということがあるんですよ。ところが、今回のように、訓練区域外だとそれ相当の時間をもって連絡をとらないと、もう既に操業に出ている漁船に—無線でいつも定時通信というものをやっているのですが、操業に追われて聞かない可能性とか、天候の都合で十分入らないということがあるものですから、それ相当の時間がないと危険だということなのです。区域内であれば、常に訓練が行われる可能性があるということで、漁民の皆さんも安全な対策をとっていますので、その辺は問題ないのですが。

○照屋大河委員 農漁村基盤統括監、そうではなくて、今回の新聞報道によると、区域外での航行は日常茶飯事だと、2006年に提供水域外の名護市と金武町の両岸を結ぶ沖合を米軍のボートが事前通告なしに往復したということもありますし、そういう区域外での航行とか訓練の実態といったものは把握されているのかということです。よく情報が上がってきているのかなと。

○知念武農漁村基盤統括監 現在のところ、そういうことについては把握して

おりません。

○照屋大河委員 そのようにコメントされている記事もありますので、しっかり把握していただきたいと思います。そして、知事公室長に戻りますが、例えば先ほどの制限水域等という表現があって補償が行われている—それは日本政府が支払っているということなのですが、その制限水域以外で訓練などが行われるというときには、その補償を行う根拠法があると思うのですが、それによって罰則を求めるとかといったものは、その根拠法の中にはないのですか。

○又吉進知事公室長 その外で行う訓練について、補償するという条文はないと思われま。

○照屋大河委員 もともと区域を設定して補償があるわけですから—もちろんそれ以外でやったときには、こちらから指摘をして、その経済活動に影響があるわけですから、漁業に対する不安も抱えるわけですから、そういうことも含めて、知恵を出してその区域内だけで—区域も返還してほしいという立場にあるのですが、今こういう実情もありますし、県としてそこを見きわめる—先ほど、農漁村基盤統括監からは、そういう実態は把握していない、現場からは日常茶飯事だという声もあります。海域でのそういう実態を把握する手段、あるいは訓練を監視するというのですか、その安全を守る手段として、そういう罰則を求めていくというような検討もすべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○又吉進知事公室長 今委員がおっしゃった意味も含めて、これは水域外の訓練等で漁民に影響があってはならないというのが県の考えでございます。ですから、補償の話もございませけれども、まずそういった影響を与えるような訓練をしないでくれと、あるいはこれを実際にやるにしても—現在やったわけですが、それによって全くその通報はなされず、現実には不安を与えたといった事態が—このような事態を二度と起こさないようにしてくれということは、申し上げているわけでございます。

○照屋大河委員 万が一の事故、あるいは事件があっては取り返しがつかないのですが、例えば起こった場合の責任というものは、どこにあるのですか。

○又吉進知事公室長 これは、当然その万が一の事態の様態によって違うとは

思います。ただ、過去に公海上で漁船と原子力潜水艦が衝突した事例があったように聞いております。あの場合—今具体的な資料はございませんけれども、日本側、防衛省が支払ったのではなかったでしょうか。そういったことで、もちろんそういう事件は全くあってはならないですし、その補償等については、日米地位協定第18条で処理されるとは思いますが、まずはそういう事態があってはならない、その予防策を確立すべきだと考えております。

○**照屋大河委員** 少なくとも区域外での航行、あるいはそういうものの連絡体制ですね、漁業関係者の皆さんにも呼びかけて、しっかりと県のほうでも把握するような—現場で日常茶飯事という声が上がっている以上、そういう努力はすべきだと思いますが、今後連携してそういう取り組みをやっていただきたいと思うのですが、どうですか。

○**又吉進知事公室長** 実態把握については、やはり農林水産部とも連携して漁民からの聞き取りを行うこと等を含めまして、やっていきたいと考えております。

○**渡嘉敷喜代子委員長** ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○**上原章委員** 1点確認したいのですが、先ほどのいわゆる15日ルールの中では、本来の訓練時間が6時から18時といったもので、今回は9時から24時ということですが、これまでもそういうケースはあるのですか。

○**又吉進知事公室長** 具体的にこのように明らかになったのは、初めてのケースであります。

○**上原章委員** これまでのいろいろな訓練の通知の中では、18時までというルールは守られていたわけですか。

○**又吉進知事公室長** 守られていたものと考えております。

○**上原章委員** そして今回、この問題が浮上したときに外務省は、12月20日、通常の通知をしていましたと、今回はルール違反ではないというコメントを出しているということなのですが、県はどういう認識ですか。

○又吉進知事公室長 外務省の見解は見解としまして、問題はそれによって漁民、漁業でありますとか、不安も含めて県民生活に影響を与えたかということでございまして、そういうものを与えたことに関しては、大変遺憾であります。したがって、まずそういった地域の演習は、やはり演習区域内でやるべきでありますし、また連絡通報体制もしっかり行うべきであると、このように事後に伝えるというような形があってはならないという考えであります。

○上原章委員 ということは、県は今回こういった外務省が、通常の訓練通知の中で想定内のようなコメントを出していることは、おかしいということで我々は認識しているのですか。

○又吉進知事公室長 外務省の立場は一先ほどから議論になっておりますけれども、国際法上できるという解釈だと思います。しかしそれはそれとして、それならば、その結果として無通告でこういうことが行われるということはあってはならないわけでございますし、むしろ県民も漁民も不安を感じたということがあるわけですから、これは政府としてしっかりした体制をつくるべきであることを申し入れているわけでございます。

○上原章委員 私が聞いているのは、要するに今回外務省の日米地位協定室のほうで、12月20日に、今回使用する訓練区域、米軍はこの海対空、海対海、空対空の射爆撃訓練を実施すると、県などに通知していたということで、今回はルール違反ではありませんというふうなコメントを出しているわけですよね。それに対して、県はどういう認識ですか。

○又吉進知事公室長 提供水域内につきましては、これはルールどおりであったということですが、外についてはこれは国際法上認められているけれども、県としてはやるべきではないということで申し入れたということでございました。

○上原章委員 ということは、区域内は事前に通知を受けて、漁業関係者もそれは認識している。ただ問題は、今回は提供水域外の部分で計画されていたと、それは今回、防衛省も全く認識していなかったということで、こういう混乱が生じたということだと思えるんですけど、今回の提供水域外については全くのルール違反で本当におかしいということで、今回はそういう抗議をしていると

ということですか。

○又吉進知事公室長 委員御質疑の12月の通知につきまは、そこに隣接する制限水域内、訓練区域内の通知があったものと、それはそれで理解しておりますが、それ以外の部分については、当然何の連絡もなかったということで、これは漁民の安全を守る立場から、これは行うべきであると考えております。ルール云々というよりも、これはやるべきであったというのが県の考えです。

○上原章委員 わかりました。確かに今回の水域外への訓練はあってはいけないことであるし、先ほどの時間的なものも本当におかしいと思います。ただ私が確認したかったのは、今回外務省がこういったコメントを出していたのでー12月20日に、今回の訓練は事前に通知されているという姿勢なので、これはどういう認識なのかなと。それで質疑したのですけれど、今回は漁民のそういった部分を守るということで、県の強い抗議だと思えます。以上です。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 今までの中で、ちょっと確認なんですけれども、提供水域外で訓練を計画すること自体が、私はとても大きな問題だと思うんですけれど、今のお話ですと、外務省の認識としては、それが公海でありその中では航行だろうが訓練だろうが、それは自由にできる範囲だというような見解ですよ。県としては、今回の場合は通報自体がなかった、そういった意味では、漁民の安全が守れないという立場でその遺憾の意を示しておりますけれど、ではちゃんとしたルールに乗っかって、きちんと訓練に対する通報があったならば、提供水域外の訓練についてどのようなお考えを持っているのでしょうか。

○又吉進知事公室長 これは、先ほども申しあげましたけれども、その広大な水域が訓練区域として設定されているわけですから、当然ながら、日米両政府は米軍の訓練はその範囲内で行うべきだと、その中に限定して行って、外でやるべきではないというのが基本的な考え方です。

○山内末子委員 そのように、県としては提供水域内でやるのが本質だろうという認識は、間違いはないんですよ。

○又吉進知事公室長 そのように考えております。

○山内末子委員 今までのお話の中で、外務省の見解では、それでも公海であれば、この場所については禁止をすとか中止をすとかというような状況ではなかったのかなど。そうなってくると、県としてはどういう立場で外務省なりあるいは米国なりに申し入れをするのかというところが心配だったんですけど、そこは確認はしますが、どんな状況であろうが、提供水域外での訓練については、県としてはしっかりと禁止をすというぐらいの気持ちを持っていますでしょうか。

○又吉進知事公室長 まず、提供水域外といったときに、公海だからと来るわけです。そうなりますと、それは国際法上の話になりまして、外務省はその立場で物を言っているのだと思います。ただ、沖縄県民の立場から言いますと、そこで漁民が明らかに活動をしているという水域で、これはいかなる国際法上認められているとしても、そこは訓練を行うべきではないだろうと。しかも、制限水域、訓練区域というものがある中で—そういうものがある以上、その中でやるべきだろうというのが県の考え方です。

○山内末子委員 それがはっきりと聞いてよかったです。今回の場合、米国のほうはこれを無視したのか、あるいはわからなかったのかと、その辺のところもはっきりと明確にすべきですし、その辺のところをしっかりと県としても、広大な面積の提供水域があるにもかかわらず、そこをはみ出してまでも、本当に沖縄県のすべての海を米国に提供するようなものではないのだということを、ぜひしっかりと示していただきたいと思っていますので、その辺をまた頑張ってくださいと思います。

○又吉進知事公室長 何度も繰り返しますが、この制限区域というものが、訓練区域というものが、沖縄県の基地負担の軽減の大きな課題になっているということは確かでございます。これは現在、県が求めております一部区域の解除でありますとか、鳥島射爆撃場の返還でありますとか、そういうものもあわせて、やはり県民生活に影響を与えないように、その整理縮小を求めていく考えであります。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 今回のこの一連の流れの中で、要するに5・15メモにも反して期間的にも短い、しかも訓練区域外でやるという通知、そして時間も違うということに対しては、知事公室長は国、政府に対して申し入れたという表現をされていますよね。これは抗議なのか要請なのか要望なのか、どちらですか。

○又吉進知事公室長 私どもは要請と言っております。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志孝助委員。

○具志孝助委員 今回、通報が1日前だったと、要するに、日米間で決められている通報体制が守られていないと、守られなかったということですよ。演習をする場合には、事前に通知をすることになっているわけですよ。米軍側は日本政府を通じて、提供水域で仮に訓練をするにしても、事前に通告をするように、あるいは情報提供をするように事前通告制というか通知制というか、それは確立されているわけでしょう。

○又吉進知事公室長 訓練区域内での訓練については、これは5・15メモに基づいて確立されているわけです。ただ今回の部分につきましては、その訓練区域を外れた部分にかかっていたものですから、そのルールあるいはあり方も含めて、結果的に今回の事態を招いたことについて、これは連絡体制に不備があるのではないかということ指摘しまして、その回答を求めているということでございます。

○具志孝助委員 要するに、これまで日米間で取り決められている通報マニュアル、これを見直す必要があるという認識なのですか。

○又吉進知事公室長 いかなる理由や原因でこのような事態になったかも含めて、必要な見直しはやはりすべきであろうと思っております。

○具志孝助委員 私が尋ねているのは、今回に限った話ではなくて、一般論として、今回の場合は訓練区域外で訓練をしたいと、するという情報があるということとびっくりするわけですが、訓練区域外—提供水域外であるということは何をか言わんや、これは当然あってはならないと。それは沖縄側からすれば、

何のための提供水域なのかという議論ですから、これは当然の話だと思っ
ますよ。しかし、たとえ訓練区域、水域であっても、訓練する場合には15日前に
事前通告をするというような、そういう日米間の取り決めがあるということ
ですが、今あるこの取り決めを抜本的に見直すということは、これは十分では
ないという認識なのか、あるいはきちっと守れということなのかということ
を聞いているんです。

○又吉進知事公室長 まず、5・15メモにある取り決めについては、きち
っと守っていただきたいということですね。さりながら、今回の事態を招いた
ことについては、これは見直しも必要ではないかということをお願いしている
わけです。

○具志孝助委員 例えば、見直すとはどういうことですか。

○又吉進知事公室長 今その訓練区域外について、これは通告義務は外務省
の見解のように現実にはないわけでごさいます。ただ、仕組みとして米国航
行警報という形で漁民には知らされているのですけれども、今回の事態は、
外務省も防衛省もそれを承知していなかったということですから、やはり政
府の連携体制ですねー海上保安庁、外務省、防衛省がきちんと情報を共有
して、速やかに沖縄県に伝えるという体制をつくる必要があると考えてお
ります。

○具志孝助委員 訓練については、制限をしているんですね。この海域では、
優良な漁場として日常的にそこでは操業をしていると。したがって、勝手に
訓練をしては困りますよというようなことで、けしからんというような立場
なんですね。しかし、あそこで訓練をやらせてもらわないと困るということで、
それでは訓練はこの範囲内でやってくださいということで、訓練区域も、日
米間で定めているわけですよ。定めている以上は、原則はこの範囲内ですよ。
公海上については我々の権限が及ばないから、すべてやるなということ
は言えないけれども、決めた以上は、この範囲内でやってくれというのは
当然の主張でしょう。しかし今回の場合は、訓練区域外でやっていた。この
訓練区域外については、彼らは通知する必要があると判断してやらなかつ
たのか、この辺のところをきちっとやらないといけないと、このような意
味なんですね。言っていることはそういうことですよ。違いますか。

○又吉進知事公室長 おっしゃるとおりです。

○具志孝助委員 提供水域がある以上、提供水域外でも原則としてやるべきではないという立場ですから、これについては何日前にどうのこうのというような話にはならないですよ、やるなという立場なんだから。訓練区域外では、原則として我々はやっては困りますと、遺憾であります。国際法上は、あなたたちにそこまでは権限はないよと言われても、みんなの海なのだから、我々もそこで操業する権利がありますよと、勝手にやられたら困りますと、提供区域、水域がある以上はここでやるべきであり、それ以外での訓練は困りますという立場であって、それ以外でやる場合には、何日か前に通告してくださいというような話にはならないだろうと僕は思うわけだよ。だから、ルールの見直しという必要があるのかなと思っているわけですね、そういう意味では。今、知事公室長がそれも含めて見直しをする必要があると言うから、何を言っているのかと思ってただしたわけです。わかりました。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、米軍による提供水域外訓練等についての質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る米軍による提供水域外訓練等について、議員提出議案として意見書及び抗議決議を提出することにつきましては、休憩中に御協議をお願いいたします。
休憩いたします。

(休憩中に、意見書及び抗議決議を提出するかどうかが及び文案・提出方法等について協議した結果、議員提出議案として案のとおり意見書及び抗議決議を提出することで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

議員提出議案としての米軍による提供水域外訓練等に関する意見書及び同抗議決議の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日予定していた議題はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 渡 嘉 敷 喜 代 子